

回覧

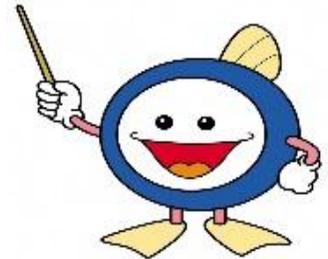
下水道・農業集落排水への接続工事費を助成しています

※ 拡充制度は令和8年度までの制度となります。ご申請の際はお気をつけください

助成の要件

■:必須要件 □:例外あり

- 受益者負担金、分担金、市税等を滞納していない
- **新築ではない**
- 過去に、当該箇所で接続に関する助成金等を受けていない
- 官公署の工事でない
- 居宅または店舗・事業所等を所有している(賃貸を除く)
- 申請時に市内に住民票を有している(居宅の方)



下水道マスコットキャラクター「スイスイ」

助成の内容

①従来制度

※申請は必ず「着工前」に！

対象者	① 対象建屋の所有者かつ居住者の方 ② 店舗・事業所で20人槽以下の既設の単独浄化槽を有する方 供用開始後、排水設備設置工事を行った方(①または②)
助成額	○ 供用開始後1年以内 4万円 ○ 供用開始後2年目以降 2万円

②拡充制度

※申請は必ず「着工前」に！

上述の「助成の要件」に加え、以下の要件を満たすと助成額が増額されます。

- 申請年度の4月1日現在で18歳未満、または申請年度の3月31日現在で65歳以上の世帯員がいる世帯である
- 世帯の課税対象所得合計が**348万円以下**である

対象者	対象家屋の所有者かつ居住者で、 拡充制度継続期間内(R8年度まで) に排水設備工事設置を行った方
助成額	○ 供用開始後1年以内 対象工事費(上限35万円) ○ 供用開始後2年目以降 対象工事費(上限33万円)

- 下水道・農業集落排水に接続するのに必要な工事(敷地内配管工事等)
- **浄化槽・汲み取り槽の撤去工事、またその処分(撤去に伴う浄化槽内の清掃・消毒費用等も対象)**

その他

- 借家などのように家屋や土地の所有者と居住者が異なる場合は、例外としてその所有者の承諾を得たうえで申請することができます。
- 申請時に市内に住民票を有していない場合は、申請年度内に市内へ住民票を移すことが確約できる方に限り申請することができます。
- 助成金のお支払いは工事完了後に市が実施する排水設備検査を受けた後、かつ年度内となります。そのため、申請は遅くとも**1月中旬頃まで**、工事完了は**3月上旬頃**を目途にご計画ください。
- 予算には限りがありますので、**予算が無くなり次第終了**となります。

